

大分県の登録有形文化財について

吉 永 浩 二

一 登録有形文化財制度の概要

平成八年十月の文化財保護法改正によって、これまでの「指定」制度を補完する形での文化財「登録」制度が施行されて四年たった。この間、本県でも有形文化財（建造物）の登録が進められ、平成十二年十二月現在で五十件の登録有形文化財を数える。

登録有形文化財制度は、文化財保護法第三章第二節（第五十六条の二～第五十六条の二の十二）で規定されており、特に「登録」については、第五十六条の二で「文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）いわゆる、県や市町村指定でないもの〔筆者注〕）で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。」とある。

こうした法の規定に基づいて実際に登録の対象となるは、文化財に指定されていない築後五十年を経過した建造物で以下の基準を満たしたものである。

- （a）国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・特別な愛称などで広く親しまれている場合

・その土地を知るのに役立つ場合

・絵画などの芸術作品に登場する場合

(b) 造形の規範となつてゐるもの

・デザインが優れている場合

・著名な設計者や施工者が関わった場合

・後に数多く造られるものの初期の作品

・時代や建造物の種類の特徴を示す場合

(c) 再現することが容易でないもの

・優れた技術や技能が用いられている場合

・現在では珍しくなつた技術や技能が用いられている場合

・珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合

登録制度は、これまでの厳しい規制によって厳選された文化財を保護する「指定制度」に対して、身近に親しまれてきた建

物を活用しながら残していこうとする新しい考え方に基づいた制度であり、現状変更等に対する規制もかなり緩やかなものになつてゐる。指定されたもの（いわゆる重要文化財）の現状変更是、基本的には文化庁長官の許可を要する許認可事項となつてゐるが、登録文化財における現状変更は届出のみで、しかも変更する範囲が通常望見できる範囲の四分の一を超える場合だけが該当する。登録有形文化財は重要文化財と異なり、外観を大きく変えなければ、内部を改装してホテルやレストラン、博物館・資料館などとして積極的に活用することが望まれており、地域に親しまれている建物をゆるやかに守つていこうとするものである。

また、この登録有形文化財制度には、平成五年度から国庫補助事業として各都道府県で実施されている「近代化遺産総合調

査」（本県では、平成六～七年度実施）での成果も大きく影響を与えていたものと考えられる。文化庁主催による「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議（座長・河合隼雄 国際日本文化研究センター、平成六年九月一日設置）」のうち「建造物分科会」がまとめた『近代の文化遺産の保存と活用について』の「2 近代の建造物の保護の指針（1）対象とすべき時代範囲」に以下の記述がある。（「月刊文化財」平成八年一月号）

指定対象とする時代範囲の始期は、近代の特質を持った建造物が建設され始めた時期、即ち、我が国が建築、土木に関する西洋の技術の導入を始めた時期としてとらえることが適当と考えられる。

一方、終期については、建造物としての歴史的価値や学術的価値が確定するには、一定の時間の経過が必要である。将来的の指定を考慮すると建設後の経過年数を基準にすることが適切であり、それらの価値を判断するには、少なくとも半世紀程度の時間の経過が必要であることから、「建設後五〇年の経過」とすることが適当と考えられる。（以下、略）

登録有形文化財の対象となる建造物が「築後五〇年」であるべき根拠は、こうした検討の中から出されたものであろう。

登録文化財制度を考えるとき、制度の戦略的なねらいとしては、幅広いジャンルから数多くの建物を登録し、親しみやすい形で保存・活用を図る、ということになろう。鈴木博之東京大学教授が、登録制度が発足して二年が経過した後に「月刊文化財」に搭載した『何のための登録文化財か』で引用されている翻訳文に、登録文化財制度の意義が端的に述べられている。

（「月刊文化財」平成十一年十一月号）

大概、どのような町や大きな村にも、疑いなく保存すべきだと思われる家が一軒、あるいは二軒あるのは奇妙なことである。そうした家の歴史を調べてゆくと、立身出世物語や著名な市長就任などの形をとる、地方的繁栄の極みに辿りつくことが多い、そのとき地方の職人たちの一派のなかでもっとも腕の立つ人物が任用されたことが解かる。そこには衆知が集められ、時代の特質が結集した建物として結晶し、それゆえにこそ、それは当時の平均的水準を明かに抜け出しているのである。その住宅は芸術作品として極めて卓越しているとは言えないが、その時代のささやかな高みを示すのである。それはその地

方性に極めて強く支配されている。そしてそれゆえにこそ、それは旅行者の心に深く印象づけられる建物なのである。現在、その威厳は開業医の屋敷として保たれているかもしれない。あるいは法律家の事務所の手に移っているかもしれない。それとも、今は空き家になつて『荒れ果てて』いるかもしれないが、このばあいにはその保存は地域社会の手に付託されるのである。

二 大分県における登録有形文化財

登録有形文化財の制度が始まって四年が経過した現在までに、全国では二、二〇八件が登録されている。登録文化財には数多くのジャンルを設定していると述べたが、現在では第一次～三次産業・交通・官公庁舎・学校・生活関連・文化福祉・住宅・宗教・治山治水・その他の十二分野が設定されている。平成十二年十一月に国の文化財保護審議会による答申が出されたが、その時点での登録有形文化財の都道府県及びジャンル別の総数は表1のとおりである。件数としては、滋賀県の一四四件、大阪府の一四〇件、新潟県の一一件が目に付く。ジャンルとしては、やはり「住宅」の九七七件が群を抜いているが、これは個人所有の住宅が登録の話を持つていいからであろうか。これには、後述する登録文化財に対する税制上の優遇措置が効果を現しているとも言えるのである。なお、大分県では、ジャンル別に見ると「住宅」より「第二次産業」が多くなっているが、これは国東町や臼杵市の酒造関係（萱島酒造関係十二件、小手川酒造関係二件）と佐賀関町の缶詰工場関係（太田缶詰工場関係三件）によるものである。

本県における登録有形文化財の件数は表2のとおりである。件数で見れば、国東町の十四件を筆頭に、別府市の八件、臼杵市の七件と続き、総計五十件を数える。件数では、全国では十八位となり、九州では四十五件の熊本県を押さえてトップの位置を当初から保っている。しかし、市町村数では、登録有形文化財が所在するのは十三市町村にとどまつており、数の割には県内各地にひろく散在しているとは言い難い。今後は、より多くの市町村において建造物を登録文化財として顕彰していくよ

(表1)

都道府県別・種類別登録有形文化財

都道府県	登録有形文化財の登録状況(平成12年12月末現在)												
	産業 1次	産業 2次	産業 3次	交通	官公 庁舎	学校	生活 関連	文化 福祉	住宅	宗教	治山 治水	他	計
北海道	1		3	6	1	8		2	6	1			28
青森	5	1	1		1				4	3			15
岩手	9	11		1		1	8						30
宮城				4			13		15				32
秋田	10	32	9	1					15				67
山形		7	3		2	1		3	19	1			36
福島			11		1			1	31	5			49
茨城		5	16		2	1	3	3	19			2	51
栃木		3	22		1	6		1	15	2		1	51
群馬	2	3	10		2	4	14	2	36	3		1	77
埼玉	3		7		2	1	1		14				28
千葉		2	10			1		3	15	6		1	38
東京			13			1	23		13	47	4	1	102
神奈川	1	1	17	3	1	2	12	1	11				49
新潟		9	19					1		51	31		111
富山		1	6	3	1		4	1	39	2	2		59
石川		1	7	2					29	1		2	42
福井		3	5		2		2	1					14
山梨		2	9	3	4	1	10	5	2	1	2		39
長野	1	15	2				1		1	71			91
岐阜			1		5		3	5	19	1	2		36
静岡	1	27	8	2				2	26	7			73
愛知	4	8	3	4	5			10	16	3		2	55
三重	7	2	4	2	1	1	1	4	1		4		26
滋賀	8	7	2	4	8			2	61	52			144
京都	3	16	1	1	10	2	10	10	33	2		1	79
大阪		5	10	3			4	1	12	89	16		140
兵庫		1	2	1			5	4	3	46	9		71
奈良		21	7						30	5			63
和歌山			2			1		2	32	5			42
鳥取		7	8		1			1	23				40
島根		1			1	2	2				2	2	10
岡山		3	5	2	3	1		2	36				52
広島	2		4	3		1	3	1	18	1		2	35
山口	1	2	2	4	3	2	12	6	6	1			39
徳島			7	1				3		19			30
香川	5	6	3	16	2	6	2	2	12	1		1	56
愛媛	3	1	3	1	2	1		3	1			1	16
高知	1	7	5	1					1	20			35
福岡	2	3	2	8	1			2					18
佐賀		1	8			1		3	2	2			17
長崎			1						6	2		1	10
熊本	3		3				4	1	2	29	3		45
大分	3	17	2	7	2	1	5	2	11				50
宮崎	1		2	1				1		2	2		9
鹿児島	2		1		2				1				6
沖縄				1			1					2	
計	56	200	306	86	58	102	107	113	977	175	10	18	2,208

(表2)

◎大分県の登録有形文化財

(平成12年12月末現在)

名 称	所在市町村	登 録 年 月 日	登録答申の別	種 别
1 大分銀行赤レンガ館	大 分 市	平成 8年12月20日	登 録	産業3次
2 野口病院管理棟	別 府 市	"	"	文化福祉
3 明治岡本开路(石垣开路)	竹 田 市	"	"	産業1次
4 若宮井路 笹無田石拱橋	竹 田 市	"	"	"
5 旧緒方村役場	緒 方 町	平成 9年 5月 7日	"	官公庁舎
6 京都大学理学部附属 地球熱力学研究施設	別 府 市	平成 9年 6月12日	"	学 校
7 小手川酒造 主屋	臼 衛 市	平成 9年 7月15日	"	産業2次
8 小手川酒造 蔵	"	"	"	"
9 野上弥生子成城の家	"	"	"	住 宅
10 山海荘 王屋	"	"	"	"
11 山海荘 離れ	"	"	"	"
12 別府市朝見淨水場 集合井室	別 府 市	平成 9年 9月 3日	"	生活関連
13 " 配水池	"	"	"	"
14 " 配水池北出入口	"	"	"	"
15 " 配水池南出入口	"	"	"	"
16 " 量水室	"	"	"	"
17 小手川家住宅	臼 衛 市	"	"	住 宅
18 中津市歴史民俗資料館 (旧小幡記念図書館)	中 津 市	平成 9年12月12日	"	文化福祉
19 旧耶馬渓鉄道平田駅ホーム	耶 馬 渕 町	"	"	交 通
20 萱島酒造 仕込み蔵	国 東 町	平成10年 1月16日	"	産業2次
21 " 北 蔵	"	"	"	"
22 " 米 蔵	"	"	"	"
23 " 門口倉庫	"	"	"	"
24 " 旧ムロマエ	"	"	"	"
25 " 空 空	"	"	"	"
26 " 旧廟室	"	"	"	"
27 " 中蔵(塩り場)	"	"	"	"
28 " 冷蔵蔵(旧醸造所)	"	"	"	"
29 " 井戸塗形	"	"	"	"
30 " 裏 門	"	"	"	"
31 " 木 墓	"	"	"	"
32 萱島家住宅主屋	"	"	"	住 宅
33 " 離れ	"	"	"	"
34 兩合川橋	院 内 町	"	"	交 通
35 橋詰水路橋	"	"	"	"
36 豊後水道海事博物館 (旧水ノ子島灯台吏員退息所)	鶴 見 町	平成10年 4月21日	"	交 通
37 渡り鳥館(旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所)	"	"	"	"
38 豊後水道海事博物館 (旧水ノ子島灯台吏員退息所)	"	"	"	"
39 別府市児童館(旧別府郵便電話局電話分室)	別 府 市	平成10年 7月23日	"	官公庁舎
40 斎藤家住宅	臼 衛 市	平成10年 9月 2日	"	産業3次
41 太田缶詰工場 主屋	佐 賀 関 町	平成11年 6月 7日	"	産業2次
42 " 土 蔵	"	"	"	"
43 " 石 舍	"	"	"	"
44 旧耶馬渓鉄道 一号厚ヶ瀬トンネル	三 光 村	平成12年 9月26日	"	交 通
45 旧耶馬渓鉄道 二号厚ヶ瀬トンネル	"	"	"	"
46 国見ふるさと展示館 資料館 (旧有永邸 主屋)	国 見 町	平成12年12月 4日	"	住 宅
47 国見ふるさと展示館 研修所 (旧有永邸 離れ)	"	"	"	"
48 国見ふるさと展示館 展示場 (旧有永邸 蔵)	"	"	"	"
49 国見ふるさと展示館 休憩所 (旧有永邸 馬屋)	"	"	"	"
50 重光家住宅 主屋	"	"	"	"

うに進めていく必要がある。

ここで、本県の登録有形文化財を具体的に見ていただきたい。なお、概要等については、「登録原簿(写)」を参考にしている。また、登録基準は先述した(a)・(c)の記号で示し、同一箇所にある物件についてはまとめて説明を加えた。

大分銀行赤レンガ館(旧二十三銀行本店・旧府内会館)「大正二年」

登録記号番号 第四四一〇〇〇一 登録基準 (b)

概要 クラシックとゴシックの中間的なクイーンアン様式をもとに、ドームを載せる構成が特徴的。設計は多くの名作を残した辰野・片岡建築事務所である。昭和二〇年の戦災で内部は焼失したが、外壁を保存する形で修復され、平成五年に再度内部が改修された。

野口病院管理棟 「大正一一年」

登録記号番号 第四四一〇〇〇二 登録基準 (a)

概要 東側に尖塔屋根を軸とする左右対称のファサードを持ち、背面に二列に棟が伸び、中庭を囲む構成をとる。グレーのモルタルスペイン壁の上部に白漆喰のハーフテンパーがのる外壁に特徴があり、まちなみ景観のシンボルとして親しまれている。

明治岡本井路(石垣井路) 「大正一〇年代」

登録記号番号 第四四一〇〇〇三 登録基準 (a)

概要 台地の尾根上に延長約二四〇メートルにわたって高さ三・五・五・五メートルの水路を築き、約六九八ヘクタールの耕地に水を供給する施設。石垣井路のある一一号開渠部分は、大正一〇年代に箱樋を現状の石垣に改修して通水したもので、大分県山間部の近代の田園風景を理解する上で意義ある施設である。

若宮井路笹無田石拱橋 「大正六年」

登録記号番号 第四四一〇〇〇四

登録基準 (a)

概要　　笹無田石拱橋は、若宮井路が笹無田川と道路を横断するために架設されたものである。当初は鉄管によるサイホン方式であったが、腐食し明治三六年に決壊したため、仮設木造橋の時代を経て、石造で再建された。道路と川をまたぐ巨大な石橋として広く知られている。

旧緒方村役場 「昭和七年」

登録記号番号 第四四一〇〇〇五

登録基準 (a)

概要　　小高い丘の上に建つ木造二階建の旧村役場で、今も町民に親しまれている建物である。洋風を基調とする構造や意匠をもち、全体として素朴な外観になるが、正面玄関部分はスクラッチャタイルを用い、二階上部には丸型の小屋根を張り出すなど装飾を施す。

京都大学理学部附属地球熱学研究施設 「大正一三年」

登録記号番号 第四四一〇〇〇六

登録基準 (a)

概要　　中央部に塔屋を持つ煉瓦造の研究施設。平面はレ字型である。設計は京大施設部の永瀬狂三。煉瓦の赤と石貼りの白との対照や、イオニア式を模した柱頭飾りを持つ特徴的な外観で、別府湾を見下ろすシンボルとして親しまれている。

小手川酒造主屋・蔵・小手川家住宅 「慶應元年」

登録記号番号 第四四一〇〇〇七、〇〇〇八、〇〇一七

登録基準 主屋(a)、蔵(c)、住宅(b)



若宮井路笹無田石拱橋

概要

主屋は広い間口をもつ大規模な二階建・平入りの町家で、二階の外壁を白漆喰の大壁造とする。蔵は主屋の北に並んで建ち、道に面して妻を見る奥行の長い大規模なもの。正面妻の二階窓の上部に水切り瓦を付け、腰を海鼠壁で飾る等の伝統的な技法が見られる。住宅は、酒造業を営む家の離れとして母屋(主屋)と同時期に建設されたと伝える。母屋の東に隣接し、現在は東半分を住居、西半分を野上弥生子文学記念館とする。せがい軒で正面に格子を入れたこの地方によく見られる町家のひとつ。

野上弥生子成城の家

〔昭和四年〕

登録記号番号 第四四一〇〇〇九 登録基準 (b)

概要

臼杵生まれの作家野上弥生子が東京の成城で住んだ家を現在地に移築したもの。スペイン瓦で葺いた急勾配の屋根やモルタル仕上げの外壁等をもつ洋風の外観に、昭和初期の東京における公害住宅の特徴がよく表れている。特に円形のサンルームに特徴がある。

山海荘主屋・離れ 〔主屋＝江戸後期・明治末年移築、離れ＝明治末年〕

登録記号番号 第四四一〇〇一〇、〇〇一一

登録基準

主屋(b)、離れ(c)

概要

主屋は、臼杵城にあった御殿を明治末年に移築したと伝える。むくりの付いた入母屋屋根に庇を設け、屋根を二重にする外観や側廻りを開放的な

扱いとする平面構成等に、江戸時代の書院造の系譜を引く建物としての特徴がよく表れている。移築された主屋にあわせて建てられた離れは、屋根を二重にする等、外観は主屋にあわせるが、内部は主屋と異なる数寄屋造で、京都から招いた職人が手がけたと伝え、材料の用い方や造作の意匠等にその技能の高さがうかがえる。



野上弥生子成城の家

別府朝見浄水場 集合井室「大正六年」、配水池「大正六年」、配水池南・北出入口

「大正一五年」、量水室「大正六年」

登録記号番号 第四四一〇〇一二～〇〇一六 登録基準 (a)

概要

集合井室は、八角形の平面になる鉄筋コンクリート造の建屋で、球状の屋根をもつ。正面入口は、円弧状のベティメントを載せたボーチ付きで小規模ながら本格的な造り。配水池は、別府市の生活近代化を図るために建設されたもので、石製の笠木をもつなど趣のある造形となっている。配水池の南北出入口は、ともに独立した建屋で、小規模ながら出入口に方形の基礎を置いた柱型を配し、独特の柱頭飾りなど細部意匠が特徴的。量水室も独立した建物で、基壇風の基礎に正面一間、側面二間に柱頭飾りを置く列柱を配し、アーチ形の窓枠を設けるなど古典様式による独特な外観をもつ。

中津市歴史民俗資料館(旧市立小幡記念図書館) 「昭和一三年」

登録記号番号 第四四一〇〇一八 登録基準 (a)

概要

慶應義塾の塾長をつとめた小幡篤次郎の寄贈図書を中心に明治四一年に設立された記念図書館を建て替えたもの。

木造二階建で立ちが高く、石張りの玄関ポーチ、連続するアーチ窓、軒廻りの装飾等に特徴がある。

旧耶馬渓鉄道平田駅ホーム 「大正三年」

登録記号番号 第四四一〇〇一九 登録基準 (a)

概要

耶馬渓鉄道の第二期工事で造られたホームで、側面に切石を二段に積んでいる。現在はサイクリングロードの休息施設として利用されているが、往時の鉄道の様子を知る上でも貴重。



別府朝見浄水場 集合井室

萱島酒造

仕込み蔵「大正三年」、北蔵「明治三九年」、米蔵「大正五年」、門口倉庫「大正五年」、旧ムロマエ「明治二七年」、煙突「大正三年」、旧麹室「大正四年」、中蔵(搾り場)「大正四年」、冷蔵蔵(旧造醸所)「明治二七年」、

井戸屋形「明治初期」、裏門「大正三年」、木塀「昭和一〇年」
登録記号番号 第四四一〇〇二〇～〇〇三一 登録基準 (a)

概要 萱島酒造は、明治六年の創業以来親子三代にわたる醸造所。仕込み蔵は、木造二階建、寄棟造、瓦葺の大規模な倉庫建築。内部は一・二階とも板床で、小屋はトラス組となっている。萱島酒造には、この仕込み蔵を始め明治から大正にかけて建てられた施設が数多く残り、今も現役として活用されている。これら関連施設のうち一一棟と木塀が、次にあげる主屋・離れとともに登録されている。

萱島家住宅 主屋「昭和八年」、離れ「明治三〇年」

登録記号番号 第四四一〇〇三二、〇〇三三 登録基準 主屋(a)、離れ(b)

概要 主屋は、木造二階建、寄棟造、桟瓦葺で、醸造所の敷地のほぼ中央に建つ。主屋の東南に近接して建つ離れは、木造平屋建、入母屋造の建物。軒廻りや妻壁を漆喰仕上げとし、南面及び西面に庇を附加して広縁をとる。明治期の離れ座敷の好例であり、南面の庭園と一体的に構成されている。

両合川橋

登録記号番号 第四四一〇〇三四

登録基準(b)

概要 安心院町との境に近い町南にある道路橋で、名称は、川が合流する場所にあることに由来する。径間八・三メートルの石造アーチ橋で、石工は吉

村万太郎。周辺の棚田景観を含めて保存状況も良好。



両合川橋

橋詰水路橋

「江戸時代末期」

登録記号番号 第四四一〇〇三五

登録基準(b)

概要 役場から北東二キロメートルほどの位置にある水路橋と道路橋を兼ねた石橋。径間六・一メートルの小規模なアーチ橋で、側壁に自然石を用い、アーチを構成する材も自然石に近い点に特徴がある。保存状況もよく、石橋が多数残る町内で建設年代が古いものの指標となる橋。

豊後水道海事博物館(旧水ノ子島灯台吏員退息所)

「明治三七年」

渡り鳥館(旧水ノ子島灯台吏員退息所置所)

「明治三七年」

豊後水道海事博物館塀(旧水ノ子島灯台吏員退息所塀)

「明治三七年」

登録記号番号 第四四一〇〇三六～〇〇三八

登録基準(a)

概要 豊後水道に建つ水ノ子島灯台を保守した吏員の退息所で、近年の改修により海事博物館として活用されている。大規模な煉瓦造建物で、

内部は五所帯の住居に区画され、南面に切妻造の便所棟が付属する。

渡り鳥館は、退息所と同様の意匠になる煉瓦造、寄棟造の倉庫を再生させたもの。内部は一室に改造されたが、軸組は保存されている。高

石垣で構築した敷地の周囲を囲む石積みの塀は、延長一七二メートルあり、西面に正門、南面に裏門を開く。

別府市児童館(旧別府郵便電話局電話分室)

「昭和三年」

登録記号番号 第四四一〇〇三九

登録基準(b)

概要 鉄筋コンクリート造、煉瓦タイル貼によるコの字型の建物で、全体に装飾的要素を極力抑えたシンプルな構成に



豊後水道海事博物館
(旧水ノ子島灯台吏員退息所)

なる。設計は旧別府市公会堂(現別府市中央公民館)と同じく通信省技師吉田鉄郎で、近代合理主義を追求した吉田の過渡期の作品の一つに数えられる。

齊藤家住宅

【明治二〇年頃】

登録記号番号 第四四一〇〇四〇

登録基準(a)

概要 白杵市の福良地区に建つ切妻造、二階建の町家で、一階軒廻りに小庇が付く。北側は宮の参道に面し、水切りの小庇を二段に付け意匠とした妻側及び背後に連なる高塀付きの付属屋を見せる。近年の修理工事で、弁柄塗りの表構えに再生された。

太田缶詰工場 主屋「明治四一年」、土蔵「明治四一年」、石倉「大正期」

登録記号番号 第四四一〇〇四一～〇〇四三

登録基準(a)

概要 工場の中心をなす主屋は、木造二階建、寄棟造の主体部及び北寄り背後に接続する角屋からなる。主体部の一階平面は、南半分を接客用の座敷や和室が連なる居住部分とし、玄関部分を洋風につくるなどの意匠を施す。土蔵は、切妻造、二階建で、外壁を漆喰仕上げとし、腰下を板貼りとする標準的な造り。石倉は、主屋棟の北側に建つ外壁廻りを石造とした大型の倉で、軒廻りや妻壁は漆喰仕上げとし、正面は左右の出入口のみの閉鎖的な外観になる。

旧耶馬渓鉄道一号・二号厚ヶ瀬トンネル 【大正二年】

登録記号番号 第四四一〇〇四四・〇〇四五

登録基準(a)

概要

中津と山国町の守実を結ぶ耶馬渓鉄道は、大正二～三年に建設され、地域の産業振興、観光発展に寄与した。

第一期工事で建設されたトンネルは、一号が長さ二五メートル、幅員三・七メートル、二号が長さ三三メートルのいずれも石及び煉瓦造の隧道である。現在は、耶馬渓サイクリングロードとして利用されている。

※ 以上の他に、平成一二年一二月四日付けで新たに登録された物件が五件ある。

国見ふるさと展示館 資料館(旧有永邸主屋) 「明治期」

国見ふるさと展示館 研修所(旧有永邸離れ) 「明治期」

国見ふるさと展示館 展示場(旧有永邸蔵) 「明治期」

国見ふるさと展示館 休憩所(旧有永邸馬屋) 「明治期」

「明治期」

概要 幕末期の惣代庄屋を勤めた旧下岐部村の有永三郎の屋敷。現在資料館として利用されている主屋は、木造二階建、

緩やかなムクリを付けた豪放な入母屋造で、四周に庇を廻し、内部は六間取形式をとる。研修所は旧離れで、木造二階建、南北棟の寄棟造、亀甲積石垣を基礎として建つ。蔵は木造二階建、南北棟の寄棟造で、階下は収蔵庫、階上は展示室として利用されている。休憩所はかつての馬屋で、東西棟、切妻造の細長い建屋。南と西の二面に吹き放ちの土間庇を廻す。これらはいずれも、国見町によつて復元改修され、「国見ふるさと展示館」として活用が図られている。なお、登録基準は、いずれも(a)である。

重光家住宅主屋 「昭和七年」

登録基準(b)

概要 木造平屋建、入母屋造の主体部の南西部から土間玄関・帳場を南方に突出させ、入母屋破風を重ねた重厚な構えをとり、北西隅の台所には明かり取りを兼ねた特徴ある宝形屋根を載せる。設計は、国会議事堂を設計した国東町出身の吉武東里。

三 これから展望と課題

(一) 登録文化財への規制と優遇措置

登録有形文化財は、先述したようにこれまでの「指定」と異なり、制度の趣旨から規制も緩やかで、所有者に登録を勧める場合もかなり説明しやすい内容となつていて、基本的に文化庁等の「許可」を必要とする事項はなく、すべて「届出」制となつ

て いる。届出を必要とするのは、物件が「滅失」（水害による流失や火災による焼失など）・「き損」（何らかの原因で破損・損傷した場合で、その範囲が甚大なもの）した場合、「現状変更」をしようとする場合、所有者が変更された場合などである。ここで言う「現状変更」とは、文化財としての価値がある部分の位置や形（形状・材質・色合いなど）を変えようとする行為のことで、登録文化財では、移築する場合や変更する範囲が通常見できる範囲の四分の一を超える場合が届出を必要とする。しかしながら、いわゆる「現状変更」であっても、非常災害に備えて事前に行う補強や改修工事、または非常災害時に復旧工事として行うもの、雨漏りや壁のひび割れ等のき損の発生や拡大を防止するための工事、さらには四分の一を超える場合でも、同じ材料や構法を用いるものについては、届出の必要すらないことになっている。

このように、登録文化財に対する規制は、これまでの「重要文化財」としての「指定」に比べて格段に緩やかなものである。これは、やわらかいしくみで、文化財を活用しながら保存しようとする当該制度の趣旨からみて当然のことと言えよう。しかし一方では、こうした緩やかな規制によって「登録」された文化財に対する支援措置は、あくまでも所有者による自主的な保護措置に対する動議づけの範囲にとどまっており、具体的な保存・活用策については所有者の主体性に期待する形になつている。それでも、登録文化財に対しては、以下のようにいくつかの優遇措置が認められている。

【家屋にかかる固定資産税の二分の一以内の軽減】 これは、本制度の発足に伴い、自治省固定資産税課長から都道府県の税務担当部長あての通知で「登録有形文化財に係る固定資産税については、当該市町村の実情に応じ税額の二分の一以内を適宜減額することが適當」とされたことによる。しかし、この制度は税収の減額を伴うため、実施が困難な市町村もあり、適正な措置が行われるためには、教育委員会と税務担当部局との調整が必要である。

【地価税の二分の一の軽減】 これは、地価税法施行令第一七条第三項の一部改正によるもので、課税価格の計算の特例として認められたものである。この制度では、各都道府県教育委員会が、登録文化財（建造物）が課税対象になつていて調査し文化庁へ報告することとされており、報告を受けた文化庁は軽減措置の対象となる土地の面積について国税庁と個別に協議する

こととなっている。

【保存修理に係る設計監理費補助】これは、所有者が文化財の保存活用のために行う改修等の工事に対し、その設計監理費の二分の一を国が補助するものである。「登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項」によると、補助対象となる事業は（ア）各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの、（イ）各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの、（ウ）身近な地域づくりや地域振興に資するもの、のいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの保存修理に係る設計監理事業とされている。これは、重要文化財等「指定」された文化財については、原則としてその保存修理費全体が補助対象となる場合と大きく異なるものであり、所有者に対して誤解を生じさせないように注意を要するところである。

※これららの優遇措置以外に、改修などに必要な資金の、日本開発銀行銀行・北海道東北開発公庫・沖縄振興開発金融公庫からの低利融資があるが、ここでは省略する。

（二）展望と課題

以上のように、登録文化財に対しては、ある程度の優遇措置が認められており、また規制の面でもかなり柔軟性のある制度であることを考えると、こうした「登録文化財制度」は、今後のまちづくり等に大きな戦力となりうるものである。

例えば、歴史的な町並みを保存し「まちづくり」を進めるにあたって、まず建造物を登録文化財として保存・活用し、「登録文化財の並ぶ町並み」として意義付けを行つて、町そのものに付加価値をつける。あるいは、石橋が多い地域であるならば、指定文化財以外の石橋を「登録」とし、石橋を単体ではなく「群」として活用を図るなど、登録制度を町づくりに戦略的に利用する方法などが考えられる。

このように、登録制度そのものを活用するためには、各市町村教育委員会の文化財担当者が、常に問題意識を持つて登録に該当する建造物を物色し、積極的に所有者へ働きかけ、それぞれの町の特色を活かした形での登録を進める必要があろう。再

三述べているように、登録制度は、緩やかな規制で保存と活用を図りながら「楽しく」進めて行くべき制度であるので、この制度の趣旨を十分理解して、登録の手続きが極めて日常的なものとなるよう取り組んでもらいたいものである。

また、登録制度が日常的なものとなるためには、可能な限り多くの人たちに、この制度について知つてもらうことが重要であるが、その前に、本県が登録文化財の対象となる文化財建造物、とりわけ「近代化遺産」の宝庫であることを認識してもらうことが何よりも大切であろう。道路拡幅や都市計画の進行の中で、ややもすると昔から親しまれていた建物が何の躊躇もなく壊されてしまう例が後を絶たない。失われて初めてその大きさが認識される、という文化財の宿命はすでに過去のものとしなければならない。地域に残る身近な文化財を、気軽に残してみんなで保存し、活用しながら地域の歴史と個性を再認識する。そのためには、この「登録文化財制度」は、私たちにとって大きな戦力となるのである。